
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 **【審議事項】 IAS 第 7 号**
－ 用途制限のある要求払預金

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2021 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において、初回審議が行われた「使用制限のある要求払預金」の要望書に関するアジェンダ・ペーパーをご説明することを目的としている。
2. IASB スタッフが提案する「アジェンダ決定案」は別紙 1、提出された要望書（抜粋）は別紙 2、関連する IFRS 基準（抜粋）は別紙 3 に、それぞれ示している。

II. 背景及び経緯

3. 要望書の提出者は、以下の事実パターンにおいて、使用制限のある要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書の現金及び現金同等物の構成要素として含めるかどうかについて質問している。
 - (1) 企業がその事業の一つを第三者（買手）に売却する。売却契約では、企業は、数年にわたる潜在的な保証請求について買手に補償するため、特定の金額の現金を別途、要求払預金に保管することを求められている。
 - (2) 要求払預金の条件は、企業が要求払預金に保有している金額を利用することを妨げず、企業が何らかの金額を要求した場合、その金額を要求払預金から直ちに受け取ることができる。ただし、企業が要求払預金に保有している現金を買手への補償以外の目的で使用した場合、買手に対する契約上の義務に違反することになる。¹
4. IASB スタッフのアウトリーチでは、回答者の多くが、当該事実パターンは一般的であると回答した。また、使用制限が要求払預金の条件からではなく、第三者との契約上の義務から生じている事例として、(a) ローンのコバナンツにおける最低現金残高、(b) 中央銀行に預ける最低準備金、(c) 商品先物取引の証拠金、(d) 外国為替管理や資本移転管理の対象となる子会社の現金等の回答があった。

¹ 本資料において、要望書に記載されているような預金を「使用制限のある要求払預金」という。

III. 2021年9月のIFRS-IC会議

IASBスタッフの分析

(キャッシュ・フロー計算書における表示)

5. IASB スタッフは次の理由により、要求払預金をキャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」の構成要素に含めるとの見解を示している。

現金及び現金同等物の定義

6. IAS 第7号第6項は、「現金」を「手許現金と要求払預金からなる。」とし、「現金同等物」を「短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わないものをいう。」と定義している。
7. また、IAS 第7号第7項は現金同等物について、「投資又はその他の目的ではなく、短期の現金支払債務に充当するために保有される」ものと定めている。
8. IASB スタッフは、IAS 第7号第7項の要求事項は、「現金」の定義を満たさない項目が「現金同等物」として適格であるかを決定する際にのみ適用され、IAS 第7号は第6項の現金の定義以外に、ある項目が現金として適格であるかを決定する他の要求事項を要求しておらず（特に、企業が短期の現金支払債務に充当するために保有する項目のみを現金に含めることは要求されていない）、例えば、手許現金は企業が保有する目的にかかわらず、現金の定義を満たしていると説明している。
9. また、IAS 第7号及びIAS 第1号「財務諸表の表示」の次の要求事項は、現金及び現金同等物が使用制限の対象となりうることを示しているとIASB スタッフは説明している。
 - (1) IAS 第7号第48項は、企業に「保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額」に関する情報を開示することを要求し、IAS 第7号第49項²では、その状況について例示している。
 - (2) IAS 第1号第66(d)項は、企業に「現金又は現金同等物（IAS 第7号に定義）である資産（ただし、当該資産を交換すること又は負債の決済に使用すること

² IAS 第7号第49項「企業が保有する現金及び現金同等物の残高を当該企業グループが利用できないさまざまな状況がある。その例としては、為替管理やその他の法律上の制約が適用される国で活動する子会社が保有する現金及び現金同等物の残高を、親会社又は他の子会社が一般的に利用できない場合などがある。」

が、報告期間後少なくとも 12 か月にわたり制限されている場合を除く。) 」を流動資産として分類することを要求している。

10. したがって、IASB スタッフは、ある項目の使用に対する制限が、その項目の性質を変えて、もはや IAS 第 7 号の定義と要求事項を満たさなくなることがない限り、その項目が現金及び現金同等物であることを妨げないとの見解を示している。
11. 本事実パターンでは、企業は IAS 第 7 号第 6 項の「現金」の定義を満たした要求払預金に金額を保有し、当該金額は将来の潜在的な保証請求に対する買手への補償の目的でのみ使用するという契約上の義務を負っているが、この契約上の義務は、企業が保有する資産の性質を変えるものではない。すなわち、契約上の義務は、企業がその資産を使用できる目的のみを制限しており、企業が必要に応じて預金口座に保有されている金額を利用できる能力には制限がないため、その資産は要求払預金であると IASB スタッフは見解を示している。

(財政状態計算書における表示)

12. IASB スタッフは、本事実パターンでは、IAS 第 1 号第 54 項 (i) ³及び第 55 項 ⁴を適用して、企業は使用制限のある要求払預金を、追加的な項目で別個に表示することが企業の財政状態の理解への目的適合性がない限り、財政状態計算書において、現金及び現金同等物として表示すると説明している。
13. さらに、IAS 第 1 号第 66 項 (d) を適用し、企業は、使用制限のある要求払預金を、報告期間後少なくとも 12 カ月間は負債の決済に使用されることが制限されている範囲内で非流動資産に分類すると述べている。

(開示)

14. IASB スタッフは、関連する次の開示について述べている。

現金及び現金同等物の内訳

15. IAS 第 7 号第 45 項 ⁵に従い、本事実パターンでは、企業は使用制限のある要求払預金を現金及び現金同等物の内訳として開示するとともに、キャッシュ・フロー計算書に現金及び現金同等物の内訳として含まれる金額が、財政状態計算書に現金及び

³ IAS 第 1 号第 54 項 (i) は、企業が財政状態計算書に「現金及び現金同等物」の金額を示す項目を含めることを要求している。

⁴ IAS 第 1 号第 55 項では、企業は追加的な表示項目 (第 54 項に列挙した表示項目の分解を含む) 、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示しなければならない、と述べている (下線は IASB スタッフによる強調) 。

⁵ IAS 第 7 号第 45 項「企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書で報告している相当する項目との調整を表示しなければならない。」

現金同等物として表示される金額と異なる場合には、調整表を提供する。

使用の制限

16. IAS 第7号第48項（前述）に従って、企業は、使用制限のある（当該企業グループで使用できない）重要な現金及び現金同等物の残高の金額と、それらの制限に関する情報を開示する。
17. 加えて、IFRS 第7号「金融商品：開示」第33項は、金融商品から生じるリスク（流動性リスクを含む）に対するエクスポージャー、そのエクスポージャーがどのように発生するか、及び企業の「リスク管理の目的、方針及び手続等」を他の情報とともに開示することを企業に要求している⁶。具体的には、IFRS 第7号第39項(c)では、企業が金融負債に固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明を開示することを求めている。したがって、企業は、財務諸表利用者が流動性リスクの性質と程度を評価するために必要な情報であれば、現金の使用に関する制限についての追加情報を開示することを検討する。

要望書の異なる見解に同意しない理由

18. 要望書では、本事実パターンにおいて、使用制限のある要求払預金を現金及び現金同等物から除外するという別の見解⁷（見解2）も示している。
19. 見解2の支持者は、短期の現金支払債務に充当するために保有されていない場合において、定期預金は現金及び現金同等物から除外するが、要求払預金は現金及び現金同等物に含めることは矛盾していると述べている。そのため、要求払預金の金額を現金支払債務に充当する以外の目的で使用することを約束している場合、企業はその要求払預金を現金及び現金同等物から除外するとの見解を示している。
20. これに対し、IASB スタッフは、前述のとおり、IAS 第7号第7項は企業がある項目を「現金同等物」として分類するかどうかを決定する際にのみ適用され、IAS 第7号には、第6項の「現金」の定義以外に、ある項目が現金として適格かどうかを決定するための要求事項は含まれておらず、要求払預金はそれがどのような目的で保有されているかにかかわらず、現金の定義を満たしているとして、見解2には同意しないと述べている。

⁶ IFRS 第7号 付録A では、流動性リスクを「現金又は他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり企業が困難に直面するリスク」と定義している。

⁷ 別紙2 参照

IASB スタッフの結論及び推奨する対処案

21. IASB スタッフは、本事実パターンにおいて、企業は使用制限のある要求払預金について、次のようにすると結論を下した。
- (1) キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の構成要素として含める (IAS 第7号第6項)。
 - (2) 追加的な項目で別個に表示することが企業の財政状態の理解への目的適合性がない限り、財政状態計算書の現金及び現金同等物として含める (IAS 第1号第54項(i)及び第55項)。
22. また、IAS 第7号第45項及び第48項を適用し、企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、また企業が保有する現金及び現金同等物の残高のうち当該企業グループが利用できない重要な金額を経営者による説明とともに開示する。また、金融商品から生じる流動性リスクとその管理方法に関する IFRS 第7号の要求との関連で、追加情報を開示するかどうかを検討する。
23. さらに、IFRS 基準が判断の基礎を明確に示していることから、デュー・プロセス・ハンドブック第5.16項に照らし、提出された事実パターンにおいて作業計画に基準設定アジェンダとして追加しないこととするアジェンダ決定案を公表することを推奨している。

IFRS-IC 会議での議論の概要

24. 2021年9月の IFRS-IC 会議では、IASB スタッフの分析に対して、本事実パターンにおける IAS 第7号第48項の適用について疑問が呈されたものの、その他に特段の異論は聞かれず、提出された事実パターンにおいて作業計画に基準設定アジェンダとして追加しないこととするアジェンダ決定案を、文言を一部修正したうえで公表することを多数決で決定した。

以 上

別紙1 IASB スタッフが提案する「アジェンダ決定案」(仮訳)

使用制限のある要求払預金 (IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」)

委員会は、企業が使用制限のある要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書の現金及び現金同等物の構成要素として含めるかどうかに関する要望を受けた。要望書に示された事実パターンでは、

- a. 企業は、特定の金額の現金を別の要求払預金に保管し、その現金を特定の目的のみ使用するという契約上の義務を負っている。
- b. 要求払預金の条件は、企業が要求払預金に保有されている金額を利用することを妨げない(すなわち、企業は要求に応じて預金に保有されている金額を受け取ることになる。)。しかし、企業が要求払預金の金額を特定の目的以外に使用した場合、企業は契約上の義務に違反することになる。

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物

IAS 第7号第6項では、「現金」を「手許現金と要求払預金からなる」と定義している。IAS 第7号では、この定義以外に、ある項目が現金として適格であるかどうかについての要求事項はない。

IAS 第7号およびIAS 第1号「財務諸表の表示」では、現金及び現金同等物に含まれる金額が制限を受ける可能性があることが示されている。すなわち、

- a. IAS 第7号第48項では、企業に「保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額」に関する情報を開示することを要求している。
- b. IAS 第1号第66(d)項は、企業に「現金又は現金同等物 (IAS 第7号に定義) である資産 (ただし、当該資産を交換すること又は負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か月にわたり制限されている場合を除く。)」を流動資産として分類することを要求している。

委員会は、要求払預金の使用を制限しても、そのような制限によって預金の性質が変化し、IAS 第7号の現金の定義を満たさなくなるのでなければ、当該預金が現金でなくなることはない結論を下した。

要望書に記載された事実パターンでは、要求払預金で保有される金額の使用制限は、企業が要求に応じてそれらの金額を利用できるという預金の性質を変えない。したがって、要望書に記載された事実パターンでは、委員会は、企業が要求払預金をキャッシュ・フロー計算書において「現金及び現金同等物」の構成要素として含めると結論を下した。

財政状態計算書における表示

IAS 第1号第54項(i)は、企業が財政状態計算書に「現金及び現金同等物」の金額を示す項目を含めることを要求している。IAS 第1号第55項は、「企業は、企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、財政状態計算書上に、追加的な表示項目(第54項に列挙した表示項目の分解を含む) ... を表示しなければならない。」と述べている。

したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいて、要求払預金を追加的な表示項目で別個に表示することが企業の財政状態の理解に関連しない限り、企業は財政状態計算書において現金及び現金同等物として表示すると結論を下した。

開示

IAS 第7号第45項では、「企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示しなければならない...」とし、IAS 第7号第48項では、「企業が保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額」を経営者による説明とともに開示することを要求している。これらの要求を適用すると、企業は使用制限のある要求払預金を現金及び現金同等物の内訳として開示するとともに、当該企業グループが利用できない重要な現金及び現金同等物の残高の金額とその情報を開示することになる。また、企業は、金融商品から生じる流動性リスク及び企業がそのリスクをどのように管理するかについて、IFRS 第7号「金融商品：開示」の要求事項との関連で、追加情報を開示するかどうかを検討することになる。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、使用制限のある要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書において、現金及び現金同等物の構成要素として含めるかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを〔決定した〕。

以 上

別紙 2 要望書に示された 2 つの見解

見解 1 (現金の定義を満たす)

1. IFRS 基準では、現金は IAS 第 7 号第 6 項で「手許現金と要求払預金」と定義されている。IAS 第 7 号もその他の IFRS 基準も、保有目的が現金の分類に影響を与えることを示していない。
2. 事実パターンでは、現金は銀行口座に保管されており、その口座の条件に契約上の制限は含まれていない（すなわち要求払預金である。）。制限が生じるのは、その現金を使用しないという買手に対する企業の契約上の義務のためにのみ発生する。
3. 企業が現金を使用した場合、その第三者に対する義務に違反することになる（そして、IAS 第 37 号に基づく違反の影響を会計処理する可能性がある。）。
4. 現金は要求に応じて利用可能であり、銀行との契約上の制限もないため、IAS 第 7 号第 6 項の現金の定義を満たし、財政状態計算書およびキャッシュ・フロー計算書の表示目的での「現金及び現金同等物」の定義を満たしている。
5. 現金の使用に関する制限の唯一の影響は、IAS 第 7 号第 48 号に従って、その制限の存在を開示することである。

見解 2 (現金でも現金同等物でもない)

6. IAS 第 7 号第 7 項は「現金同等物は、投資又はその他の目的ではなく、短期の現金支払債務に充当するために保有される」と明確にしている。
7. 現金が非要求払預金（例えば、定期預金など）に預けられていたら、その預金は短期の現金支払債務に充当するために保有されていないため、現金同等物の定義を満たしていない。企業が要求払預金に預けたという事実は、その結論を変えるものではない。
8. 短期の支払債務に充当するための使用を意図していない（満期が 90 日未満の）定期預金を現金同等物から除外することと、同様に短期の支払債務に充当するために使用されることを意図していない要求払預金を現金に含めることは矛盾している。
9. 従って、企業が、銀行口座の契約条件、又は第三者との契約上の義務を通じて、銀行口座に保有されている金額を短期の支払債務の充当に使用しないことを約束している場合、その残高を現金及び現金同等物として表示することはできない。

以上

別紙3 関連する IFRS 基準（抜粋）

IAS 第7号

キャッシュ・フロー計算書

定 義

6 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

現金は、手許現金と要求払預金からなる。

現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものをいう。

現金及び現金同等物

7 現金同等物は、投資又はその他の目的ではなく、短期の現金支払債務に充当するために保有される。投資が現金同等物に該当するためには、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものでなければならない。したがって、投資は通常、満期が取得日から例えば3か月以内といった短期である場合にのみ、現金同等物に該当する。持分投資は現金同等物から除外される。ただし、例えば、所定の償還日がある優先株式を満期までの期間が短期間である時期に取得した場合のように、実質的に現金同等物である場合を除く。

現金及び現金同等物の内訳

45 企業は、現金及び現金同等物の内訳を開示し、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金額と、財政状態計算書で報告している相当する項目との調整を表示しなければならない。

その他の開示

48 企業は、保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額を、経営者による説明とともに開示しなければならない。

49 企業が保有する現金及び現金同等物の残高を当該企業グループが利用できないさまざまな状況がある。その例としては、為替管理やその他の法律上の制約が適用される国で活動する子会社が保有する現金及び現金同等物の残高を、親会社又は他の子会社が一般的に利用できない場合などがある。

IAS 第1号

構成及び内容

財政状態計算書

財政状態計算書に表示すべき情報

54 財政状態計算書には、次の金額を表す項目を掲記しなければならない。

(i) 現金及び現金同等物

55 企業は、追加的な科目（第54項に列挙した科目の分解を含む）、見出し及び小計の表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示しなければならない。

流動資産

66 企業は、次のいずれかの場合に、資産を流動資産に分類しなければならない。

(d) 当該資産が現金又は現金同等物（IAS 第7号に定義）である場合。ただし、当該資産を交換すること又は負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か月にわたり制限されている場合を除く。

企業は、他のすべての資産を非流動資産として分類しなければならない。

IFRS第7号

金融商品から生じるリスクの内容及び程度

定性的開示

33 金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか

(b) リスク管理の目的、方針及び手続並びにリスクを測定するために用いている方法

(c) 過年度からの(a)又は(b)における変更

流動性リスク

- 39 企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) デリバティブ以外の金融負債（発行した金融保証契約を含む）について残りの契約上の満期を示す満期分析
 - (b) デリバティブ金融負債についての満期分析。この満期分析は、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるデリバティブ金融負債についての残存する契約上の満期を含んでいなければならない（B11B項参照）。
 - (c) (a)及び(b)に固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明

以 上